

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・
エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A番
(9A, Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 橋本 雅行

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託
受益証券に係るファン
ドの名称】 プレミアム・ファンズ
(Premium Funds)

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託
受益証券の金額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。

プレミアム・ファンズ プロフェッショナル通貨取引ファンド^(注1)
(Premium Funds - The Professional Currency Trade Fund)
米ドル建て受益証券 : 5億アメリカ合衆国ドル
(約433億円)を上限とする。

円建て(ヘッジあり)受益証券: 500億円を上限とする。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー
米ドル建て(Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy USD) :
5億アメリカ合衆国ドル(約433億円)を上限とする。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー
円建て(ヘッジあり)
(Premium Funds - PIMCO Total Return Strategy JPY (Hedged)) :
500億円を上限とする。

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファン
ド(Premium Funds-Capital US Growth and Income fund)
米ドル建て受益証券 : 5億アメリカ合衆国ドル
(約433億円)を上限とする。

円建て受益証券 : 500億円を上限とする。

- (注1) プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって、米ドル建て受益証券および円建て(ヘッジあり)受益証券について、募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。
- (注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成24年12月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=86.58円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月28日に提出した有価証券届出書（平成25年5月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）の記載事項のうち訂正すべき事項があるためこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

表紙

< 訂正前 >

（前略）

代表者の役職氏名 取締役会長 加 茂 政 司

（中略）

事務連絡者氏名 弁護士 中 野 春 芽

同 十 枝 美紀子

（中略）

届出の対象とした募集 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。

（売出）外国投資信託 プレミアム・ファンズ プロフェッショナル通貨取引ファンド
受益証券の金額 （Premium Funds - The Professional Currency Trade Fund）

米ドル建て受益証券 : 5億アメリカ合衆国ドル
(約433億円)を上限とする。

円建て（ヘッジあり）受益証券：500億円を上限とする。

（中略）

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファン
ド（Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund）

米ドル建て受益証券 : 5億アメリカ合衆国ドル
(約433億円)を上限とする。

円建て受益証券 : 500億円を上限とする。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成24年12月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝86.58円）による。以下同じ。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

代表者の役職氏名 取締役 高 橋 寿 幸

（中略）

事務連絡者氏名 弁護士 中 野 春 芽

同 十 枝 美紀子

同 橋 本 雅 行

（中略）

届出の対象とした募集 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。

（売出）外国投資信託 プレミアム・ファンズ プロフェッショナル通貨取引ファンド^(注1)
受益証券の金額 （Premium Funds - The Professional Currency Trade Fund）

米ドル建て受益証券 : 5億アメリカ合衆国ドル
(約433億円)を上限とする。

円建て（ヘッジあり）受益証券：500億円を上限とする。

(中略)

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド(Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund)

米ドル建て受益証券 : 5億アメリカ合衆国ドル
(約433億円)を上限とする。

円建て受益証券 : 500億円を上限とする。

(注1) プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって、米ドル建て受益証券および円建て(ヘッジあり)受益証券について、募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成24年12月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=86.58円)による。以下同じ。

(後略)

第一部 証券情報

（２）外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

（前略）

（注５）日本において、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの愛称として「インベストメント・トラスト・オブ・アメリカ（Investment Trust of America）」、「インベストメント・トラスト・オブ・アメリカ 米ドル建て」および「インベストメント・トラスト・オブ・アメリカ 円建て」を使用することがある。

<訂正後>

（前略）

（注５）日本において、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの愛称として「インベストメント・トラスト・オブ・アメリカ（Investment Trust of America）」、「インベストメント・トラスト・オブ・アメリカ 米ドル建て」および「インベストメント・トラスト・オブ・アメリカ 円建て」を使用することがある。

（注６）プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって、米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券について、募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

a. ファンドの目的、信託金の限度額

<訂正前>

（前略）

（ ）プロフェッショナル通貨取引ファンド

（中略）

プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資先ファンドの詳細については、後記「別紙B プレミアム・ファンズ プロフェッショナル通貨取引ファンド 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

（ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ ）プロフェッショナル通貨取引ファンド^{（注）}

（中略）

プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資先ファンドの詳細については、後記「別紙B プレミアム・ファンズ プロフェッショナル通貨取引ファンド 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

（注）プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

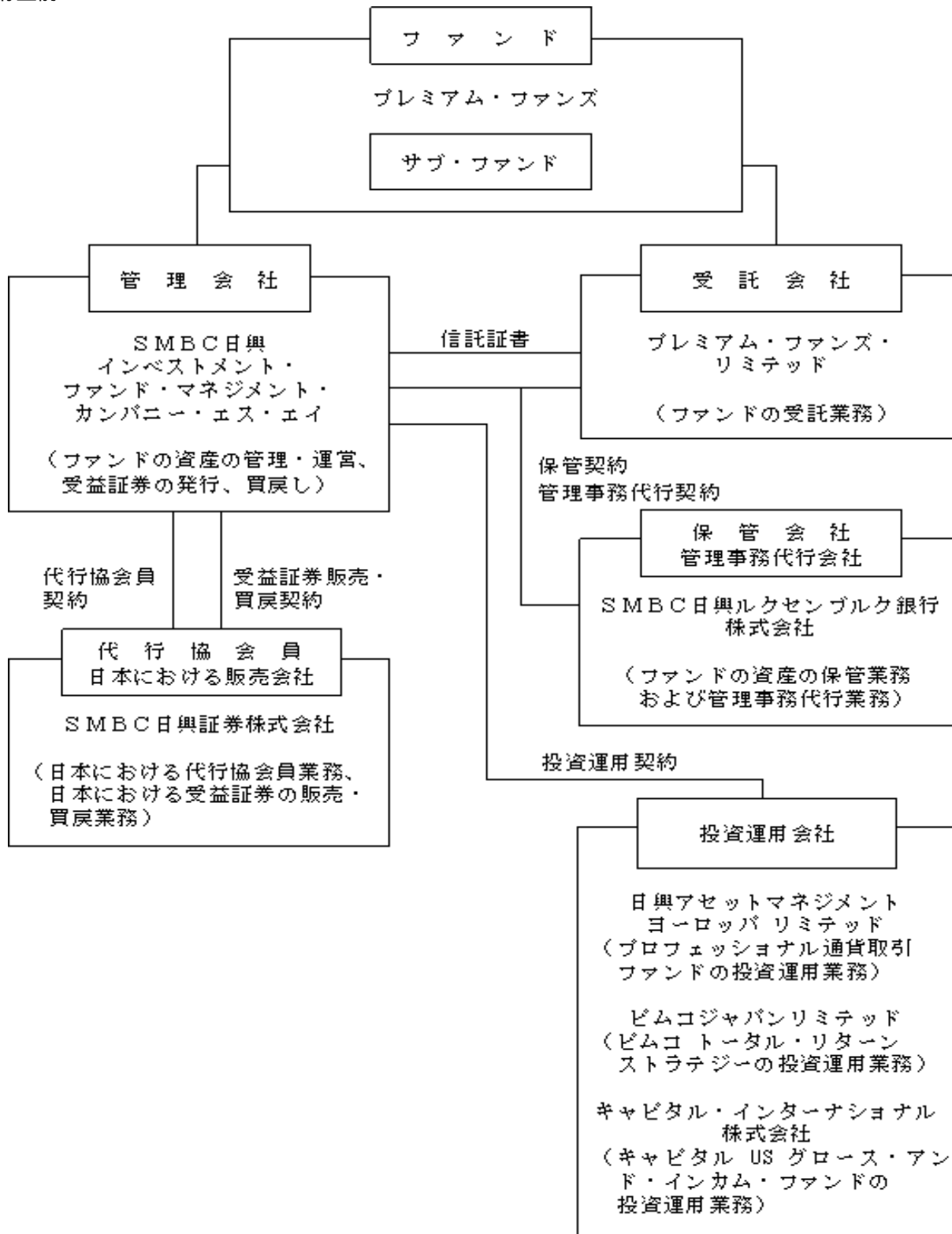
（ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー

（後略）

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

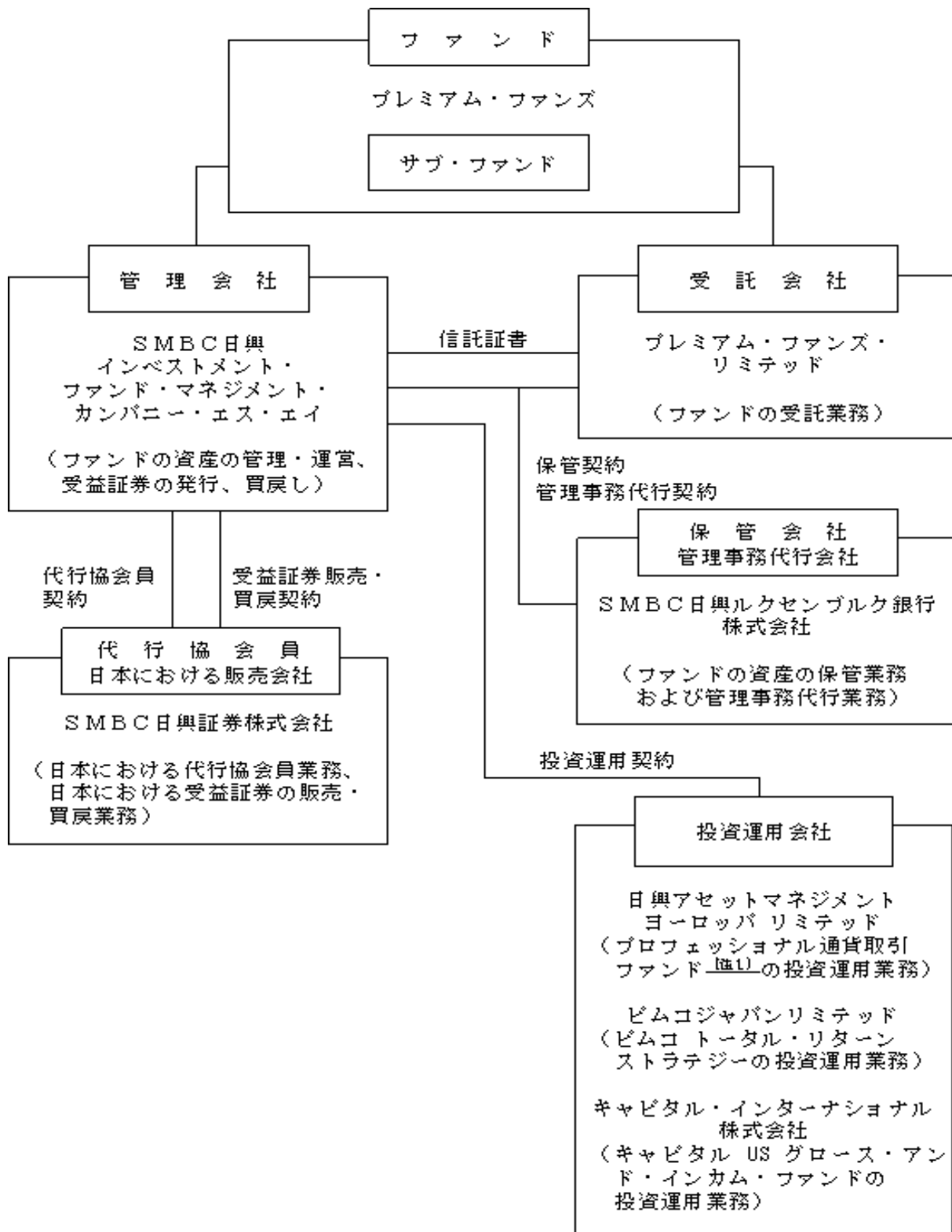
<訂正前>



(注) サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

(後略)

<訂正後>



(注1) プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

(注2) サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。

(後略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名 称	ファンドの運営上の 役割	契約等の概要
(中略)		
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd.)	投資運用会社	平成20年9月11日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。プロフェッショナル通貨取引ファンドについて投資運用業務を行う。
(中略)		
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成20年9月11日付、平成21年2月26日付および同年11月27日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結。日本における代行協会員業務を行う。 平成20年9月11日付、平成21年2月26日付および同年11月27日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本における受益証券の販売・買戻業務を提供する。

(中略)

- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。
- (注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

<訂正後>

名 称	ファンドの運営上の 役割	契約等の概要
（中略）		
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd.)	投資運用会社	平成20年9月11日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。プロフェッショナル通貨取引ファンド（注4）について投資運用業務を行う。
（中略）		
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成20年9月11日付、平成21年2月26日付および同年11月27日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務を行う。 平成20年9月11日付、平成21年2月26日付および同年11月27日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。日本における受益証券の販売・買戻業務を提供する。

（中略）

- （注3）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。
- （注4）プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。
- （注5）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- （注6）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

A．プロフェッショナル通貨取引ファンド

(中略)

プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は、適宜大幅に変動することがある。

B．ピムコ トータル・リターン ストラテジー

(後略)

<訂正後>

A．プロフェッショナル通貨取引ファンド^(注)

(中略)

プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は、適宜大幅に変動することがある。

(注)プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

B．ピムコ トータル・リターン ストラテジー

(3) 運用体制

<訂正前>

A．プロフェッショナル通貨取引ファンド（平成25年3月末日現在）

(中略)

プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資先ファンドの投資顧問会社であるCGMLは、事業リスク・管理部、監査リスク・審査部、コンプライアンス部および市場リスク部を含むがこれらに限らない多数の内部部門からの監督を受けている。

B．ピムコ トータル・リターン ストラテジー（平成25年3月末日現在）

(後略)

<訂正後>

A．プロフェッショナル通貨取引ファンド^(注)（平成25年3月末日現在）

(中略)

プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資先ファンドの投資顧問会社であるCGMLは、事業リスク・管理部、監査リスク・審査部、コンプライアンス部および市場リスク部を含むがこれらに限らない多数の内部部門からの監督を受けている。

(注)プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

B．ピムコ トータル・リターン ストラテジー（平成25年3月末日現在）

(後略)

3 投資リスク

(2) リスクに対する管理体制

<訂正前>

A．プロフェッショナル通貨取引ファンド（平成25年3月末日現在）

（中略）

個別のポートフォリオに関しては、専門家により構成されるチームが、証券の選別判断のリスク/リターンの側面およびリスクに対する影響を評価する。プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資運用会社の資産配分戦略グループは、内部および外部のシステムを使用して、総合トラッキング・リスクおよびアクティブ・ポジションがアクティブ・リスクに与える影響を分析する。以上の監視ツールを用いて、プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資運用会社は、個別の証券、分野、国および戦略に関する評価が、それらの価値に見合っているかを確認することにより、リスクの管理を行っている。

B．ピムコ トータル・リターン ストラテジー（平成25年3月末日現在）

<訂正後>

A．プロフェッショナル通貨取引ファンド^(注)（平成25年3月末日現在）

（中略）

個別のポートフォリオに関しては、専門家により構成されるチームが、証券の選別判断のリスク/リターンの側面およびリスクに対する影響を評価する。プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資運用会社の資産配分戦略グループは、内部および外部のシステムを使用して、総合トラッキング・リスクおよびアクティブ・ポジションがアクティブ・リスクに与える影響を分析する。以上の監視ツールを用いて、プロフェッショナル通貨取引ファンドの投資運用会社は、個別の証券、分野、国および戦略に関する評価が、それらの価値に見合っているかを確認することにより、リスクの管理を行っている。

（注）プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

B．ピムコ トータル・リターン ストラテジー（平成25年3月末日現在）

（後略）

4 手数料等及び税金

<訂正前>

(1) 申込手数料

海外における申込手数料

(中略)

(4) 管理報酬等

受託会社報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎^(注)に後払いされる、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.015%の受託報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

(注)平成25年6月1日付で毎月後払いから四半期毎に後払いに変更される。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることを要求される場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金により受託会社により請求される。

(中略)

(6) 課税上の取扱い

(A) 日本

平成25年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(3) 日本の個人受益者についてのサブ・ファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

(中略)

(4) 日本の法人受益者については、サブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

税法上、プロフェッショナル通貨取引ファンドおよびキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは公募外国株式投資信託として取り扱われ、ピムコ トータル・リターン ストラテ

ジーは公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（後略）

<訂正後>

（１）申込手数料

プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

海外における申込手数料

（中略）

（４）管理報酬等

プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

受託会社報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.015%の受託報酬を各サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることを要求される場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金により受託会社により請求される。

（中略）

（６）課税上の取扱い

（Ａ）日本

平成26年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

（３）日本の個人受益者についてのサブ・ファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

（中略）

（４）日本の法人受益者については、サブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差額を含む。）に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、そ

の場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

税法上、プロフェッショナル通貨取引ファンド^(注)およびキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは公募外国株式投資信託として取り扱われ、ピムコ トータル・リターン ストラテジーは公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(注)プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(後略)

5 運用状況

<訂正前>

プロフェッショナル通貨取引ファンドは、平成20年10月30日から、ピムコ トータル・リターン ストラテジーは、平成21年3月31日から、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、平成21年12月30日から運用を開始しており、その運用状況は、以下の通りである。

(1) 投資状況

(後略)

<訂正後>

プロフェッショナル通貨取引ファンド^(注)は、平成20年10月30日から、ピムコ トータル・リターン ストラテジーは、平成21年3月31日から、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、平成21年12月30日から運用を開始しており、その運用状況は、以下の通りである。

(注)プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

(1) 投資状況

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（1）海外における販売 手続

（中略）

（2）日本における販売

（イ）日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目（ただし、米ドル建てファンドおよび米ドル建て受益証券については、当該日が米国における銀行休業日である場合には、日本および米国の銀行における翌営業日）に、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるシティバンク銀行では、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

（後略）

<訂正後>

（1）海外における販売

プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

手続

（中略）

（2）日本における販売

プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

（イ）日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目（ただし、米ドル建てファンドおよび米ドル建て受益証券については、当該日が米国における銀行休業日である場合には、日本および米国の銀行における翌営業日）に、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるシティバンク銀行では、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

（後略）

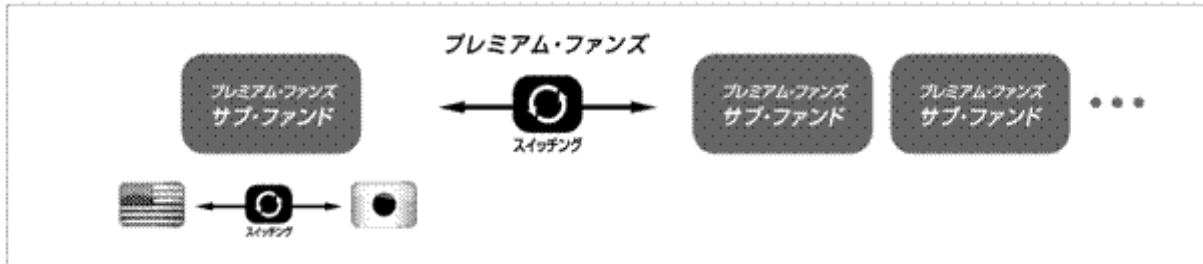
3 スイッチング手続等

(2) 日本におけるスイッチング

<訂正前>

(前略)
<スイッチング>

プレミアム・ファンズの各サブ・ファンド(ピムコ トータル・リターン ストラテジー／キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド／プロフェッショナル通貨取引ファンド)間および各サブ・ファンドのクラス受益証券間でのスイッチングを行うことができる。

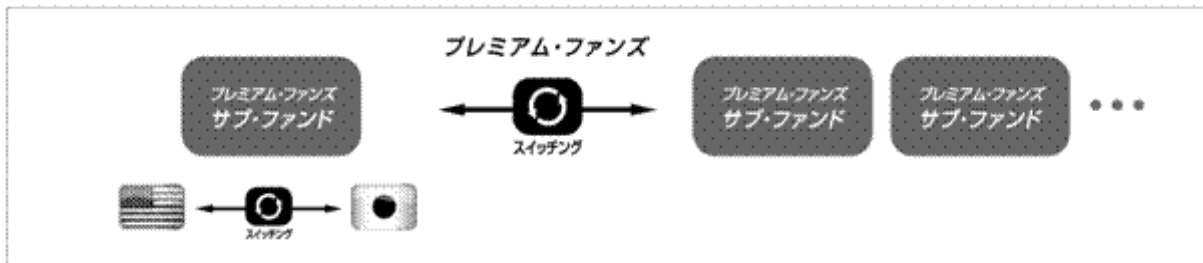


- 異なる表示通貨間でのスイッチングには、1.05% (税抜1.0%) の手数料がかかる。
- 同じ表示通貨間でのスイッチングには、手数料はかからない。

<訂正後>

(前略)
<スイッチング>

プレミアム・ファンズの各サブ・ファンド(ピムコ トータル・リターン ストラテジー／キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド／プロフェッショナル通貨取引ファンド^(注))間および各サブ・ファンドのクラス受益証券間でのスイッチングを行うことができる。



- 異なる表示通貨間でのスイッチングには、1.05% (税抜1.0%) の手数料がかかる。
- 同じ表示通貨間でのスイッチングには、手数料はかからない。

(注) プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

第三部 特別情報

第5 その他

< 訂正前 >

（前略）

（４）交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「受益証券１口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券１口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用または為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（４）交付目論見書の投資リスクの冒頭に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「受益証券１口当たり純資産価格は、組み入れた有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券１口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」

（後略）

別紙 B

< 訂正前 >

**プレミアム・ファンズ プロフェッショナル通貨取引ファンド
投資先ファンドの概要**

（後略）

< 訂正後 >

プレミアム・ファンズ プロフェッショナル通貨取引ファンド^(注)

(注) プロフェッショナル通貨取引ファンドについては、平成26年1月28日をもって募集が停止され、平成26年3月20日に償還される。

投資先ファンドの概要

（後略）